

相談支援事業とは

障害児・障害者・ご家族などからの相談に応じて障害福祉サービスをはじめ、必要な情報の提供や助言などを行う事業所です。ご本人の生活全体のプラン（サービス等利用計画）の作成などを通じてご本人の自立生活支援や、地域のさまざまな資源を活用しながら展開していきます。

事業内容

●基本相談

日常生活で困っていることの相談や各種障害福祉サービスの利用案内など、さまざまな相談をお受けします。来所相談のほか、電話やFAX・メールによる相談も可能です。訪問による相談も対応いたします。

●計画相談

障害児・障害者が、障害福祉サービスを利用する際の「サービス等利用計画・障害児支援利用計画」を作成し、一定期間ごとにモニタリング（評価・見直し）を行います。

利用できる方

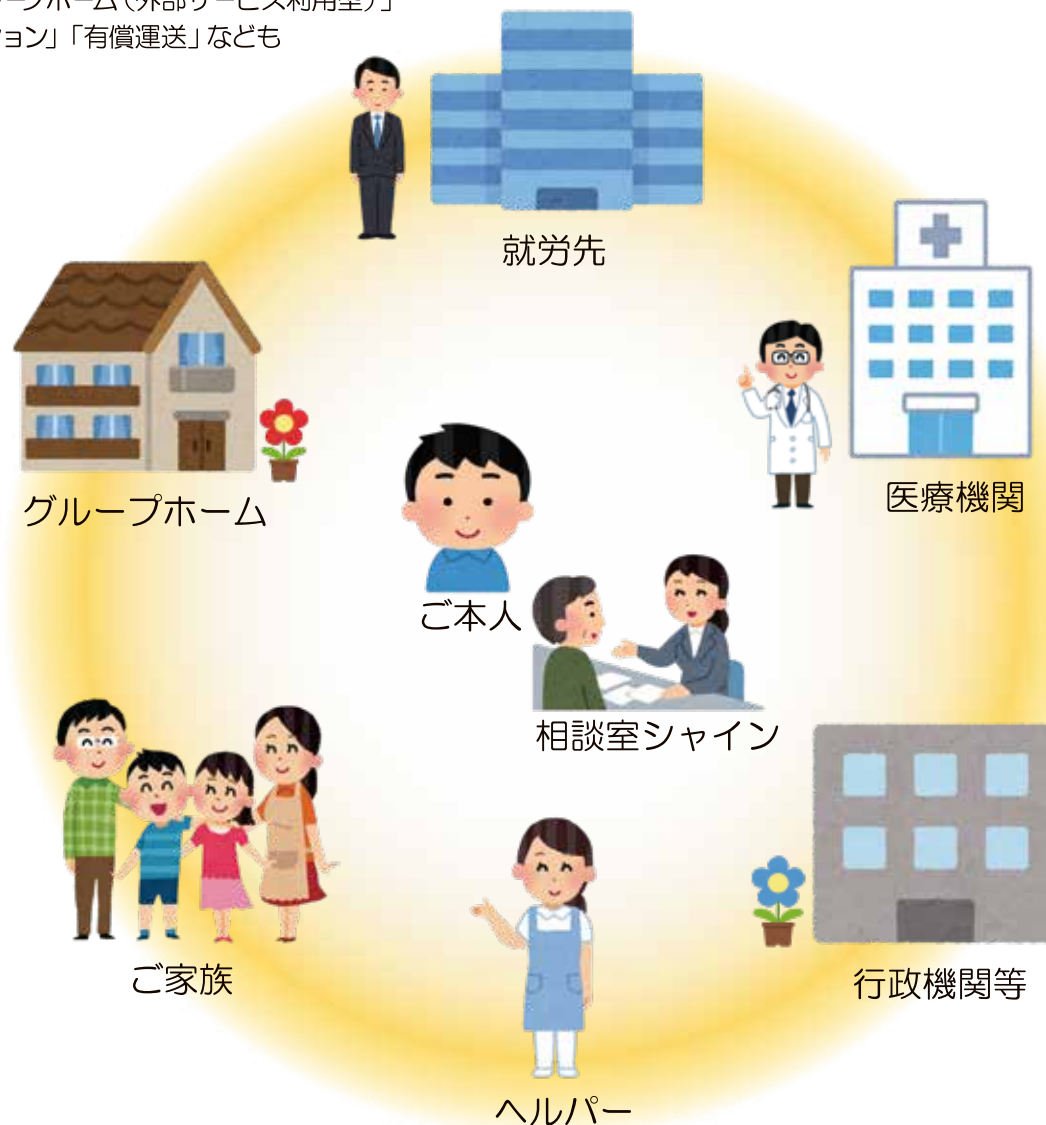
札幌市内、江別市内にお住まいの方で、身体・知的・精神・難病等の障害のある方、またはそのご家族、支援者の方。

支援体制

- ・精神障害者支援体制加算
- ・行動障害支援体制加算
- ・主任相談支援専門員配置加算
- ・機能強化加算体制Ⅰ

上記の体制を備えています。

同法人として「グループホーム（外部サービス利用型）」
「ヘルパーステーション」「有償運送」なども
おこなっています。



費用

- 基本相談・・・無料
- 計画相談・・・区市町村からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合は、自己負担金はかかりません。